

議員（中野 一郎）

お早うございます。7番、中野 一郎でございます。

よろしくお願いします。

次の3点について質問致します。

まず1番目、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の実現に向けた子ども・子育て支援等について、2番目、南海トラフ地震などの大規模災害に備えた消防団の役割について、3番目、犬の登録率向上及び狂犬病の予防接種率の向上について、以上3点について質問致します。

まず1番目、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）の実現に向けた子ども・子育て支援等についてです。

日本社会は今、たくさん抱えています。障害や病気を抱えている人、1人で暮らす高齢者、貧困家庭の子ども、ひきこもり、性的マイノリティー、刑務所から出所した人など、様々な人が社会から排除され、孤立しています。

困り事を抱えていても、一人ぼっちで誰にも気づかれず、SOSを発せない人もいます。

これらの問題の背景には、家族や地域の繋がりや弱体化や所得格差の拡大で起こる分断、情報社会の進展に伴う人間関係の希薄化などが挙げられます。

さらに追い打ちをかけたのが、世界中を襲った新型コロナウイルスの感染拡大です。

感染者、医療従事者への差別だけでなく、対面でのコミュニケーションの機会は著しく減少し、孤立や排除を加速させました。

社会的保障制度が整った今日においても、病気や障害や貧困、自分ではどうにもならないようなことのため、ふとした瞬間に社会からこぼれ落ちそうになってしまう。それは、どこかの誰かの話ではなく、実は誰でも起こりうる話なのです。

社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）は、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現に繋げるよう社会の構成員として、包み支え合うという理念です。

EUやその加盟国では、近年の社会福祉の再編に当たって社会的排除（失業、技術、所得の低さ、粗末な住宅、犯罪率の高さ、健康状態の悪さ及び家庭崩壊などの互いに関連する複数の問題を抱えた個人あるいは地域）に対する戦略として、その中心的政策の課題の一つとされています。

一方、教育界を中心に広がってきた概念としてのインクルージョンは、本来的に全ての子どもは特別な教育的ニーズを有するのであるから、様々な状態の子どもたちが学習集団に存在することを前提にしながら、学習計画や教育体制を最初から組立て直そう、全ての子どもたちを積み込んでいこうとする理念であり、これは特別支援教育へと繋がっています。

現在、福祉分野の政策の方向性は、住み慣れた地域で誰もが住み続けるための包括的な支援、サービス提供体制を整えていく地域包括ケアシステムの構築が進められています。その根底にあるのがソーシャルインクルージョンです。

そこで、インクルーシブ社会の実現に向けて、次の5点についてお伺いします。

まず1点目です。特別支援教育のさらなる進展についてです。

本町の障害児の就学状況を見ると特別支援学校に在籍している子どもが幼稚園、小学部、中部、高等部等を全て合計すると22人います。

町内の特別支援学級に在籍している小・中学生は合計40人います。町内の通級指導教室の児童・生徒は22人います。この数値は、第5次多度津町障害基本計画、第7次障害福祉計画、第3次障害児福祉計画の数値によります。

特別支援教育は、障害のある子どもの自立や自主的な社会参加を支え、その支援を必要とする子どもが在籍する学校で実施されるものです。

また、特別支援教育においては、障害のある子どもとない子どもが可能な限り同じ場で学ぶことを追求するインクルーシブ教育の理念を共有して、そのシステムを構築、機能させていくことが重要になります。

そこで、本町において多様化する障害のある子ども一人ひとりにきめ細かに寄り添う教育の実現に向けて、現在どのような取り組みをし、今後、具体的にどのように進めていく考えであるのか、教育長にお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の特別支援教育のさらなる進展についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では関係機関が有する情報を共有し、共通認識のもとに障がいのある人に効果的な支援を早期から実施することを目的として、保・幼・小・中の特別支援教育コーディネーターや関係機関の職員で多度津町特別支援連絡会を構成しています。

また、多様化する障がいのある子どもに教員が寄り添うためには、教員が学び、考えを更新していくことが大切だと考えています。そのため、先に述べた多度津町特別支援連絡会が主催となり、保・幼・小・中の先生や支援員、放課後児童クラブの先生などを対象に講師を招いた研修会を年に3回程度開催しています。本年度は5月1日にオンラインも活用しながら、全ての先生が研修を受けられるようにしました。今後、夏休みや3学期にも行う予定です。

次に、子どもの状況を把握することが大切だと考えています。そこで就学前の子どもを対象としたケース会を健康福祉課と合同で行っています。就学前の子どもの情報が小学校に伝わり、適切な支援に繋がるようにしています。また、就学後も必要に応じて医師やスクールソーシャルワーカーとケース会を開いています。小学校から中学校へも情報が引き継げるよう中学校教員が各小学校へ行き、子どもの情報を聞くことで中学校に入学後も適切な支援が出来るようにしています。

さらに人的な支援としまして、各園、各校に数名ずつ特別支援教育支援員を配置し、支援が必要な子どもに関わっています。担任等と話し合い連携をとりながら、子どもにとって、よりよい適切な支援が出来るようにしています。

毎年11月には一人ひとりの子どもにとって、どの就学が最適なのかを判断するため関係機関の方が集まり、教育支援委員会を開催し、次年度の就学について話し合いを行っています。その際には保護者や本人の考えについて真意を聞き取り、個にとってどの就学が適切かを考え、必要に応じ保護者へ説明と提案を行っています。

多様化する障がいのある子ども一人ひとりに寄り添うために、これまでしてきた取組を今後も続けていきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に障害のある、そういった子どもたちが通っている放課後等デイサービスについて伺います。

本町の放課後等デイサービスの充足状況、今後の見通しについてお伺いします。

健康福祉課長（山内 剛）

中野議員の放課後等デイサービスの充足状況、今後の見通しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

放課後等デイサービスは6歳から18歳までの障害のある就学児に対し、日常生活上の支援や訓練、学習指導、地域交流の場などを提供し、自立的な社会生活を送れるようサポートする福祉サービスで、現在、本町では利用希望の対象者55名全員が利用しています。

また、本町には放課後等デイサービスの施設が1箇所あり、町内から3名、町外から10名の子どもたちが利用しています。

近年ではNPO法人だけでなく、特色のある事業所運営を行う民間企業が参入し、県内でも多くの施設が開設され、子ども本人や保護者にとって選択肢が広がってきています。

このサービスを利用するに当たり、最も重要なことは居住地から近い場所の施設を選ぶのではなく、子どもの特性に合った施設を選ぶことであり、利用前には必ず見学や体験利用をすることで保護者共々、安心・安全に、そして楽しく通える施設を選択されています。

中には数箇所の施設を見学した後、遠方の施設を選択された方もいます。

放課後等デイサービスを提供する事業所を開設するには県の指定を受ける必要があります。現時点において町内で新たに施設の開設予定はありませんが、通所の利便性の観点から特色ある施設が町内にも多く開設され、利用者の選択肢が増えることを期待しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に本町の障害児の方へのオムツ代の助成について、お伺いします。

健康福祉課長（山内 剛）

中野議員の障害児のオムツ代の助成についてのご質問に答弁をさせていただきます。
現在、多度津町障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱に基づき身体障害者手帳の交付を受けた3歳以上の児童で、乳幼児期以前の脳性麻痺により排尿、または排便の意思表示が困難な子どもなどに対し、月額1万2,000円を上限にオムツ代の助成を行っています。直近の支給実績としましては、3名の障害児に対して助成を行っています。

本事業は、国庫補助事業である地域生活支援事業のメニューの一つであり、補助率は、国が2分の1、県が4分の1となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次にインクルーシブの観点からの公園の整備について伺います。

12月議会で私の質問で、公園の必要については、ご認識頂いたことと思います。

一方、近隣の障害の有無に関わらず、一緒に遊べるインクルーシブの視点を取り入れた遊具を設置する公園が注目されています。障害のある子どもも誰もが安心して同じように楽しめる公園のことなんです。

多様性を尊重する時代の中で、全ての子どもがお互いを認めながら、尊厳を損なうことなく遊べる場は重要であると思います。

本町において、インクルーシブの考え方に基づく公園の整備についての見解をお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員のインクルーシブの観点からの公園整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公園は子どもに遊びの楽しさを提供するとともに、様々な経験を通して身体的、精神的、社会的な成長に繋がるなど遊びは子どもにとって必要不可欠なものであると考え、子ども一人ひとりの多様な育ちがある中で個々のニーズに応じた支援が必要であることから、議員ご質問の障害の有無に関わらず、誰もが楽しく一緒に遊べるインクルーシブな公園整備が広く注目されております。

本町の公園整備については、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の規定に基づき、平成25年に定めた「多度津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」等に基づき、高齢者や障害者等が利用しやすい公園整備を進めているところでございます。

また、県内の状況を確認したところ、綾川町にあります令和5年4月開園の「ひだまり公園あやがわ（通称ヤドン公園）」には、四国初のインクルーシブ遊具を設置した公園が整備されております。

現在、本町の公園遊具などについては、インクルーシブの視点を取り入れた遊具の

設置はありませんが、今後の公園整備については先進地の事例なども研究し、誰もが楽しめ利用しやすい環境づくりと多様性を尊重する居心地のいい遊び場となる公園の整備に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この質問の最後に町長にお伺いします。

町長は令和6年度施政方針の中で、障害者福祉の充実につきましては、来年度を初年度とする第5次多度津町障害者基本計画、第7次障害福祉計画、第3次障害児福祉計画に基づき、一人ひとりの生き方を大切に全ての町民とともに幸せを実感できるまち多度津を目指し、地域住民と行政との協働連携共生による福祉社会の実現に向けた取組を推進してまいりますと述べられています。

町内には、身体障害者手帳所持者は817人います。療養手帳所持者は177人います。精神障害保健福祉手帳所持者が183人います。自立支援医療制度利用者は347人います。指定難病医療受給者は231人います。

これは、先ほどの基本計画の数値から参照で抜粋したのですが、そこで社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）実現を目指し、障害のある人が住みよい町を作るために重点的に進めていくことは何か町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の障害のある人が住みよい町をつくるために重点的に進めるべきことについてのご質問に答弁をさせていただきます。

第5次多度津町障害者基本計画、第7次障害福祉計画、第3次障害児福祉計画の策定に当たり、町内在住の障害者手帳をお持ちの方と町民に対して障害福祉サービスを提供する県内の事業所を対象にアンケート調査を行いました。

このアンケートの中で、障害のある人が住みよい町を作るために重点的に進めるべきことはの質問に「医療負担の軽減」と回答した方が25%と最も多く、次いで「障害者に対する住民の理解促進」と回答された方が24.3%と高い割合となっています。

これらのアンケート調査の結果を受けて「障害の有無に関わらず、すべての町民がお互いに人権を尊重し、地域で助け合い、支え合うまち」、「すべての障害者（児）が、自分の望む生き方を主体的に選び、決めることができるまち」、「すべての障害者（児）が自分の個性を発揮して地域で活躍し、きめ細かな支援を受けながら、自立した生活を送れるまち」を目指すこととし、計画の基本理念を「一人ひとりの生き方を大切に全ての町民とともに幸せを実感できる町 たどつ」と決めました。

基本理念のもとに、それぞれの計画の中で重点的に進めることとして、第5次多度津町障害者基本計画では9つの基本方針、第7次障害福祉計画では7つの基本方針、第3次障害児福祉計画では6つの基本方針を定めております。

本町を障害のある人が住みよい町とするために重点的に進めるべき施策は、大きく3つに分類しております。

1つ目が「一人ひとりが尊重し合い、支え合う」ことで、啓発、広報の推進、行政等における配慮の充実や差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止等を基本方針とした施策、2つ目が「一人ひとりが自分の生き方を選べる」ようにすることで、教育育成の充実や雇用、就業の確保、経済的自立の支援等を基本方針とした施策、3つ目が「一人ひとりが輝き、自立した生活を送れる」ようにするために保健医療の充実、生活支援サービスの充実、生活環境の整備及び防災、防犯対策の確立、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実、学習、スポーツ、レクリエーション活動への参加の促進等を基本方針とした施策で、この大きく3つに分類される施策を重点的に進めるべきであると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございました。社会的包摂の反対は社会的排除になるんですが、そういう町にならないよう、障害を持っている方や高齢者を含めて、あらゆる人々が自己実現や幸福を追求出来るまちづくりを町長や教育長が答弁頂いたような施策や取組の実現を進めて頂きますよう、よろしくお願い致します。

次に南海トラフ地震などの大規模災害に備えた消防団の役割についてお伺いします。

南海トラフ地震などの大規模災害の発生が危惧される中、多様化増加する消防団の役割に対応するために消防庁では消防団員の確保、方策等に関する検討会が開催されました。

その中で、基本団員を一定数確保することが引き続き重要であるとし、基本団員を確保するに当たっては、活動の負担等を考慮し、基本団員の活動の合理化等についても検討していく必要があるとの記載がありました。

そして、消防庁より通知が発出され、地域を挙げて消防団員の確保等に取り組むようにと各市町村に依頼がされています。

本町の状況を見ると令和6年1月時点で必要団員数、条例定数によりますけれども150人に対し、団員数117人と充足率は78%であり、決して高いとは言えず、団員の高齢化も進んでいます。

消防団の役割とその重要性を今一度見つめ直し、近い将来、来年かも知れないし、明日かも知れません。到来が予想される南海トラフ巨大地震に備え、団員の士気を高めつつ、効果的な団員確保対策を講じなければなりません。

今後、団員を確保するためには地域団体との連携を一層深め、地域人材を推薦して頂くような仕組みも必要であると考えます。

そこで、次の2点についてお伺いします。

まず1点目、大規模自然災害では人手不足が懸念され、災害現場で活動出来る団員を増やす必要があると考えます。

団員には先ほどお話に出てきた基本団員と機能別団員の2種類あり、本町では基本団員に限定していますが、機能別団員を確保して団員数を増やしては、どうかと思います。考えをお伺いします。

なお、機能別団員とは、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員のことです。

時間帯を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団の活動を補完する役割を期待されています。

通常の消防団との区別を図るため、通常の消防団員は基本団員、機能別消防団員は機能別団員と通称されています。

消防職団員OBで構成している機能別消防団員も全国にはあります。ということで質問に戻りますけれども機能別団員を確保して団員を増やしてはどうかと思いますので、考えをお伺いします。

消防長（青木 孝一）

中野議員の機能別団員の確保と団員数の増員についてのご質問に答弁をさせていただきます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）の制定から10年を迎え、この間、趣旨を踏まえ、消防団活動を支える環境や資機材整備を地域防災目線で進めてまいりました。

しかし、現在の消防団の現状は議員のおっしゃるとおり、令和6年1月現在で充足率78%となり、平成25年の143名から約18%の減少となっております。

災害時における人手不足は非常に深刻な問題と考え、災害現場で効果的な活動を確保するためには、様々な専門的知識・技能を持ち、機能別団員が参加出来る体制になれば、現場の安全管理、作業効率等の専門家目線のアドバイスが期待出来ます。

また、団員の募集については地域密着が基本となっているため、各分団管轄内の団員による声かけを主として町ホームページへの募集掲載、広報による募集、イベント時の募集パンフレット配布などを行っておりますが、思うような成果には至っておりません。

大規模災害では、同時多発的な被害が増え多種多様な要請が想定され、関係機関の支援が困難な状況になるため、地域に根差した消防団の役割は大変重要と考えております。現在、不特定多数に募集PRを行うことについて協議を行っておりますが、災害現場での活動は団員の信頼性、顔の見える関係性を重視していることから、機能別団員への理解や消防団の新たな人員交流についても協議、検討が必要と考えております。

このような中、本町では機能別団員を確保しておりませんが、昨年より年間計画を

新たに検討作成し、消防職員指導の下、基本団員の知識及び技術の習得向上を目的に各種訓練に取り組んでおります。さらには、各種教育訓練を継続、維持するとともに災害時における団員の役割分担や連携体制を整備するために、特定の技術や専門知識を持った専門講師を招き、座学、実技訓練を含め、基本団員、知識・技術の標準化を図り、地域住民から活動に対する理解が得られるようにとして、消防団活動が持続可能となるように取り組んでいきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

再質問します。消防団の現状把握と消防団の取組について回答出来る範囲で回答頂ければと思います。

消防長（青木 孝一）

中野議員の消防団の現状についての再質問に答弁をさせていただきます。

消防団は、これまで各分団別の訓練を中心に行っていましたが、今後、人員の減少等を考慮致しますと、お互いに近くにいる各分団同士の応援、連携体制が重要になってくると考えております。

このため、年間の訓練計画を見直し、2回から4回へと変更し、合同訓練において団本部の取組、各分団の情報共有や各分団共同での救助訓練、または、消火訓練等を行っております。それで、各分団同士の応援連携が行える体制整備に取り組んでおります。このような訓練を継続することにより、団員の中にも専門知識を持っている方も含まれておりますので、大変意味のある訓練となっております。また、各校区で行われる町の防災訓練等に地元分団も参加して団員と地域住民が交流して顔の見える関係を構築し、新規入団希望者のきっかけとなれればと考えております。

さらには、関係協会より専門分野の防災エキスパートを招いたり、消防基金の助成を受け、団員の危険予知訓練などの防災に関する専門知識の講習の計画を行い、団員個々の能力向上と知識の標準化を図り、さらなる連携活動が安全に可能となる消防団体制や災害対応能力の向上に努めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今、回答頂いた分についての再々質問になろうかと思いますが、その消防団員の役割分担と連携整備、それと併せて今後の消防団員の募集について、どういう風に取り組んでいくかっていうことについて答える範囲での回答をお願いします。

消防長（青木 孝一）

中野議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの消防団の連携訓練についてですが、現在、消防団員数の各分団の人員については減少傾向にあります。

ただ、減少していても各地域における密着性で、現場での消防団の顔の見える関係は確保されていることから、まず、人員が不足している等については各団本部等が把握し、その団本部等を通して各隣にある各分団が派遣を行えるような連携体制を

構築することを目標としております。

このために、先ほど申しました各分団が共同で行える救助訓練、その他、消火訓練等について共同で行うことにより、各分団同士の応援連携を理解して頂き、各分団長がその訓練に取り組むことにより、各分団への指示が明確に行えることを目的としております。

また、消防団員の募集については、機能別団員等についての専門知識等を持っている方に入って頂けることは非常に有難いんですが、機能別団員等についても不特定多数であり、また、時間的な不特定に現場に関係して来ることから、団幹部等の協議している中では、現在のところ、今後も検討が必要であろうと感じておりますが、現場のことを考えると、やっぱり顔の見える関係から各団員の声掛けから地元の消防団員を募集することを目標とするということで、現在、団幹部等の協議を進めているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に今までに発生したことの無い大規模災害が発生した場合、消防団の役割は地域において重要であると思います。実際その時に何に基づいて行動するのか、また、指揮・命令系統や対策本部における各消防団の役割・使命についても伺います。

消防長（青木 孝一）

中野議員の大規模災害が発生した場合の指揮・命令系統や対策本部における各消防団の役割・使命についてのご質問に答弁をさせていただきます。

消防団員は災害が発生した場合、多度津町消防団条例服務規律第11条に基づき、団長の招集命令により出動し、消防団規則第10条に基づき、団員は消防団長の指揮の下に行動を行います。指揮・命令系統は消防団長の下、団本部を組織し、管轄内に第1分団から第6分団までの各分団長の下、組織され、消防本部・対策本部と協力し、災害対策を行います。また、消防団の役割・使命として、消防団長の下、各分団が管轄内の住民に対して火災の予防活動や火災発生時の迅速な消火活動、警戒活動はもとより、地震や洪水などの自然災害時における被災者の救助や避難誘導、さらには、住民に対する防災啓発活動を通じて災害への備えなどの広報活動を行います。その際、消防団は、地域の住民に最も近いところでの活動を通じて地域住民の安全を守るため、重要な役割と使命を担って活動を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

明日、起こるかも知れない南海トラフ巨大地震、また、都市伝説では2025年7月にかつてない大災害が日本を襲うとも言われています。都市伝説ですけどね。

今回、消防団の質問をしましたが、あらゆることを想定して今から準備を進めて頂きますよう、よろしくお願い致します。

次に3番目の質問です。犬の登録率向上及び狂犬病の予防接種率の向上についてです。

令和6年2月7日に群馬県伊勢崎市の公園で、子どもら12人が、民家から逃げ出した四国犬に咬まれました。

その後、飼い主がこの犬に法律で義務づけられている市町村への登録と狂犬病予防接種を行っていなかったことが分かりました。

私も以前、我が家の柴犬の散歩中に偶然鉢合わせた別の柴犬が飼い犬の手から離れてうちの柴犬に飛びかかってきたので、やめろと制止したところ、自分の飼い犬に手を咬まれました。

散歩中の犬のリードを離すことはもってのほかで、そういう人には犬を飼う資格はないのではないかと思います。

狂犬病予防法により、犬の所有者は登録の申請、一生に1回をし、鑑札の交付を受けなければならないと定められています。そして、毎年1回、4月から6月までに狂犬病予防注射を受け、注射済み票の交付を受けなければならないとされ、これらに違反があれば20万円以下の罰金または過料が科されることになっています。

ところが、多くの人が登録されないまま、予防接種を受けないまま、多くの犬が飼われているのが現状であろうと思います。

私の近所でも先日8年間飼った犬が亡くなったという話を聞いたので、そうしたら役場に死亡届を出さなければいけないよと言うと、そもそも登録してない。という話でした。

今どき登録していない人は、いないだろうと思っていましたけれども、登録せずに、狂犬病の予防接種も受けてない犬もいることが分かりました。

幸い、日本国内では狂犬病の発生はありませんが、近隣諸国では狂犬病が蔓延し、日本への狂犬病侵入のリスクは皆無ではありません。

狂犬病はウイルスによる感染症であり、犬の飼い主には年1回以上の狂犬病予防注射が義務づけられています。

しかし、近年、狂犬病予防注射の接種率は、低下傾向にあると聞いています。

確かに、現在は国内での感染例はありませんが、海外ではまだ多くの国々で狂犬病が発生しており、年間で約6万人、10分に1人が死亡していると言われています。

また、令和2年5月にはフィリピンで犬に咬まれた方が日本国内で狂犬病を発症し、その後、お亡くなりになったとの報告があります。

予防接種の案内を出そうにも、まず登録がなされていなければ、周知することも出来ません。

罰則を振りかざして登録を求めるというよりも、自主的に登録してもらうことから、ペットは家族の一員であるという飼い主の心を大切にしたい犬の住民票を発行している自治体があります。

そこで、次の6点についてお伺いします。

まず1番目、香川県は全国で2番目に人口100人当たりの登録頭数が高い県です。7.22匹です。マイクロチップ装着義務化やコロナ禍以降、犬の登録頭数の増減について最近5年位で他の市町との比較なども含めてお伺いします。

これ、時間の関係で、本町の実績ベースでお願いします。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の犬の登録頭数の増減についてのご質問に答弁をさせていただきます。

それでは、本町の畜犬登録頭数について、ご報告をさせていただきます。

令和元年度の登録頭数が1,610頭、令和2年度は1,620頭、令和3年度は1,592頭、令和4年度は1,531頭、令和5年度は1,474頭でございます。

令和元年度から令和5年度にかけての登録頭数は136頭減少し、率にして8.4%減少しております。

また、県内の市町別に登録頭数の増減を見た場合、この5年間で登録頭数が増加したのは4市町、減少したのは13市町でした。

なお、令和元年12月以降のコロナ禍やマイクロチップの装着義務化が始まった令和4年6月1日以降において、新規の登録頭数に大幅な変化はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

犬の登録をしていない人は、アンケート調査を実施した市町の結果を見ると大体20%から30%は登録していない人がいるようです。

そこで、犬の未登録者への対応はどのようにしているか、お伺いします。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の犬の未登録者への対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

犬の未登録者への対応については、登録が必要であることの周知と致しまして、町広報紙に掲載するとともに厚生労働省が作成したポスターを役場庁舎や各公民館に掲示することで普及啓発を行っております。

また、未登録の飼い犬に関する情報が寄せられた際には、登録状況の確認や現地調査を行った上で、飼い主に対して狂犬病予防法第4条の規定により、犬の所有者は犬を取得した日から30日以内に厚生労働省の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請する義務があることを説明し、畜犬登録するよう指導を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に狂犬病の予防注射の接種率の状況についてお伺いします。これも年度の推移と県内市町の比較をお願いします。これも先ほどと同じように時間の都合で、本町ベースの数値の推移をお願いします。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の狂犬病予防注射の接種率の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の狂犬病予防注射の接種率ですが、令和元年度の接種頭数が1,190頭、接種率は73.9%。令和2年度は1,125頭で69.4%。令和3年度は1,159頭で72.8%、令和4年度は1,119頭で73.1%、令和5年度は1,067頭で72.4%です。令和元年度から令和5年度にかけての接種頭数は123頭減少。接種率は1.5%減少しております。

また、県内の市町別に接種率を比較した場合、本町の令和5年度の接種率は上から4番目となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に狂犬病の接種率の向上策について、現状、どのように取り組み、今後どのように取り組んでいくのか、お伺い致します。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の接種率の向上策の現状と今後の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、現状の取組と致しましては、狂犬病予防注射の実施、鑑札の作成、注射案内ハガキの作成と発送などの業務を公益社団法人香川県獣医師会に委託しております。年間の流れと致しましては、狂犬病予防法施行規則第11条の規定により、狂犬病の予防注射を4月1日から6月30日までの間に1回受けさせなければならないということになっていることから、まず、3月末に県獣医師会から畜犬登録をしている直近の5年以内に予防接種を受けた犬の飼い主に対して、狂犬病予防注射の案内ハガキが発送されます。

また、5年以上未接種の犬の飼い主に対しては、町から狂犬病予防注射の案内ハガキを送付しております。

次に家の近くの会場で多くの飼い犬に予防接種を受けて頂くために、集合狂犬病予防注射を4月の土・日の6日間で、町内の延べ20会場において実施しております。日程等につきましては、町広報紙やホームページに掲載するほか、四国新聞の折り込みチラシでも周知を行っております。

令和5年度は、この集合注射による接種頭数は376頭で、全体の接種頭数である1,067頭に対して約35%となっています。残りの691頭は動物病院等で予防接種を受けています。

さらに、8月に7月末時点で未接種の犬の飼い主に対して、ハガキで通知を行っております。また、毎年9月20日から26日までは動物愛護週間となっており、この期間に合わせて、毎年9月の町広報紙に動物の愛護と適正な飼育に関する啓発記事を掲載しております。

今後の取組と致しましては、犬が死亡した後に登録抹消の手続をとらない飼い主に対しては、近年の接種状況などから犬の生存状況についての調査を行い、より正確

な接種状況と飼い犬がどこに何頭いるかの把握に努め、引き続き、ポスター、ホームページ、広報等を活用し、狂犬病に対する正しい知識の普及と予防接種の重要性について啓発し、接種率の向上に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

狂犬病予防法の違反は狂犬病予防法第27条第1号の規定により、犬の登録申請をせず、鑑札を付けず、また、届出をしなかった者は20万円以下の罰金が科せられます。その対応はどのように行っていますか、お伺いします。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の狂犬病予防法違反者への対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

狂犬病予防法第4条に基づく登録をせずに犬を飼っている事案につきましては、直ちに登録状況の確認や現地調査を行った上で、飼い主に対して畜犬登録をするよう指導を行っております。

すぐに飼い主が登録を行わない場合でも、まずは、定期的な訪問や連絡による指導を行い、飼い主が自発的に畜犬登録するよう促しております。

しかしながら、万が一、未登録の犬が人を咬むなどの事故に繋がる可能性がある場合や未登録による多頭飼いが判明した場合には、警察等と連携して適切に対応してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に先ほどもちょっと話しましたが、犬の住民票を発行してもらえないかお伺いします。

住民環境課長（土井 真誠）

中野議員の犬の住民票の発行についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご提案の犬の住民票に関しましては、埼玉県春日部市や東京都板橋区等で畜犬登録頭数や予防接種率の向上などを目的として導入がされております。畜犬登録頭数及び予防接種率を向上させることは、狂犬病発生の予防と蔓延防止のため、大変重要で犬を守るだけでなく、社会を守ることに繋がります。

犬は、家族の一員であるという飼い主の心を大切にした動物愛護の精神により、畜犬登録を促す犬の住民票などの先進地事例を調査し、公衆衛生の向上と公共の福祉の増進のために効果的な取組を研究してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

狂犬病の予防接種率は、香川県の平均が約62%に対して本町は72%と県の平均より10%も高いんです。

これは普段から、町の方で狂犬病の接種に対してご努力頂いている結果だと思いま

す。

全国の市町村の中には人と動物の共生社会の実現のために、条例を制定しているところもあります。

人と動物が気持ちよく共生していくためには、町民が遵守していかなければならない関係法令があり、動物を飼っている人は周囲に迷惑をかけないように配慮しなければなりません。

動物を飼うことは、周囲の環境に対しても責任を伴います。今、飼えなくなったからといって動物を捨てる人もいます。動物を捨てることは犯罪です。動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、100万円以下の罰金の対象になります。

世の中には本当に理解出来ないことをする人がいますが、町民がルールを守って動物を飼ってもらえるように今後とも支援をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上で、私の質問は終わります。有難うございました。